



歩行車のS G基準（公開用）

一般財団法人製品安全協会

歩行車のSG基準

SG Standard for Rollators and Walking Tables

1. 基準の目的

この基準は、歩行車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は歩行の安定性確保又は支持のために用いる歩行車（以下「歩行車」という。）について適用する。

ここでいう歩行車とは、左右のフレームとその連結フレームからなり、フレーム下端部に車輪が付いた歩行補助機器をいい、使用者がその間に立ってフレームのハンドグリップや肘あて等で体重を支えて移動するものをいう。なお、電動式歩行車及び電動アシスト付き歩行車は除く。

3. 種類

歩行車の種類は次のとおりとする。

A形：ロータ形（ハンドグリップによって体重を支える構造のもの。）

B形：ウォーキングテーブル形（サポートテーブル又は前腕サポートによって体重を支える構造のもの。）

4. 安全性品質

歩行車の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. 歩行車の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部に変形、がた、き裂及び溶接不良等がなく、人体に触れる部分には、鋭い突起又は角部等がないこと。</p> <p>(2) 表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ及びさび等の不良がなく、安全性を損なわないこと。</p> <p>(3) 高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること。</p> <p>(4) 折り畳み式のもの、操作は容易で、使用中に外れたり、折りたたまれたりしない構造であること。</p> <p>(5) 座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり、折りたたまれたりしない構造であること。</p> <p>(6) 座面付き又は屋外用のものにあつては、駐車ブレーキ（ストッパ）を有しており、ブレーキの操作は容易で左右両輪を確実に固定できる構造であること。</p> <p>(7) A形及びB形屋外用のものにあつては、走行を制御する制動ブレーキを有しており、ブレーキの操作は容易でかつ確実に行え、前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を確実に制御できる構造であること。</p> <p>(8) 直進させたとき走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p>	1

項目	基準	基準確認方法																								
2. 寸法	<p>8. 歩行車の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルのグリップ部の直径は、○mm 以上○mm 以下であること。</p> <p>(2) 屋内用にあつては、前輪の直径は○mm 以上であること。</p> <p>(3) 屋外用にあつては、前輪の直径は○mm 以上であること。</p> <p>(4) 屋外用にあつては、前輪の幅は○mm 以上であること。ただし車輪をダブルで使用しているものはこの限りではない。</p> <p>(5) グリップ部及び折り畳み操作部の可動部には、○mm 以上○mm 未満の手指の挟まる可動部の危険な隙間がないこと。なお、指はさみ注意等の表示がある箇所はこの限りではない。</p>																									
3. 安定性	<p>3. 歩行車の安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 前方安定性試験を行ったとき、表 1 に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" data-bbox="389 1200 842 1397"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 形</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋外用</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋内用</td> <td>○° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後方安定性試験を行ったとき、表 2 に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表 2</p> <table border="1" data-bbox="389 1550 842 1747"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 形</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋外用</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋内用</td> <td>○° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 側方安定性試験を行ったとき、表 3 に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表 3</p> <table border="1" data-bbox="389 1899 842 2096"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 形</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋外用</td> <td>○° 以上</td> </tr> <tr> <td>B 形屋内用</td> <td>○° 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	安定性角度	A 形	○° 以上	B 形屋外用	○° 以上	B 形屋内用	○° 以上	種類	安定性角度	A 形	○° 以上	B 形屋外用	○° 以上	B 形屋内用	○° 以上	種類	安定性角度	A 形	○° 以上	B 形屋外用	○° 以上	B 形屋内用	○° 以上	
種類	安定性角度																									
A 形	○° 以上																									
B 形屋外用	○° 以上																									
B 形屋内用	○° 以上																									
種類	安定性角度																									
A 形	○° 以上																									
B 形屋外用	○° 以上																									
B 形屋内用	○° 以上																									
種類	安定性角度																									
A 形	○° 以上																									
B 形屋外用	○° 以上																									
B 形屋内用	○° 以上																									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 静的強度	<p>4. 歩行車の静的強度試験は次とする。</p> <p>(1) ハンドグリップへの静的強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2) 座面を有しているものは、座面への静的強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(3) 背もたれを有しているものは、背もたれへの静的強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
5. 耐久性試験	<p>5. 耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
6. ブレーキ試験	<p>6. ブレーキ試験は次による。</p> <p>(1) 制動ブレーキについては、制動ブレーキ試験を行ったときに、車輪が回転しないこと。</p> <p>(2) 駐車ブレーキについては、駐車ブレーキ試験を行ったときに、車輪が回転しないこと。</p>	
7. 材料	<p>7. 耐食料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。</p>	
8. 付属品	<p>8. 付属品は、使用上の安全性を損なわないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

歩行車の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 歩行車には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)～(6)は本体の見やすい箇所に大きな字で表示すること。また、(7)(8)は調節する箇所に表示すること。 ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 最大使用者体重</p> <p>(4) 座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。</p> <p>(5) 屋内専用のものにあつては「屋内用」の記載</p> <p>(6) ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなる可能性があること。 (ハンドルを左右方向に調節出来るもの)</p> <p>(7) ハンドルの適切な調節位置・最大伸位置(高さ調節が出来るもの)・ハンドルの長軸中心線と移動方向中心線(ハンドルを左右方向に調節出来るもの)</p> <p>(8) 幅、長さ、支持板等の適切な調節位置・幅の伸張位置(幅調節ができるもの)・長さの伸張位置(長さ調節ができるもの)・支持板の伸張位置(支持板の位置調節ができるもの)</p> <p>(9) 荷物かご等の収納部を有しているものにあつては、収納部の積載重量(最大積載量: kg)</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 歩行車には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>なお、(1) は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(9) については、安全警告標識 () を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 各部の名称 (図で示すこと)</p> <p>(3) 組立又は調節等の方法及び注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなる可能性があること。(ハンドルを左右方向に調節出来るもの) ・ 高さ調節は最大伸長の位置以下で使用する。(高さ調節出来るもの) ・ 幅、長さ、支持板の調節は適切な調節位置で行うこと。(本体の幅、長さ、支持板の調節ができるもの) <p>(4) 駐车用ストoppa及びハンドブレーキの操作方法</p> <p>(5) 座面の使用方法 (座面付きのもの)</p> <p>(6) 屋内専用のものにあつては「屋内用」の記載</p> <p>(7) バッグ内に乳幼児を乗せるまたは、座面上に人を乗せたまま移動しないこと。(バッグ付きのもの)</p> <p>(8) 保管方法 (雨ざらしにしないこと等) 及び手入れ方法</p> <p>(9) 荷物かご等の収納部を有しているものにあつては、収納部の積載重量 (最大積載量 : kg)</p> <p>(10) 使用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大使用体重を守ること。 ・ 使用前は各部を点検し、フレームや各部に亀裂・破損・変形などがある場合は使用しないこと。 	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用すること。 (ハンドブレーキ付きのもの) ・組立て及び調節は、確実にを行うこと。 ・段差及び溝などのあるところでの使用は十分注意すること。 ・交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意すること。 ・タイヤ及びブレーキの摩耗がないかを保守・点検し、必要に応じて交換等すること。 ・座面を使用する場合は必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。また、傾斜地では使用しないこと。 ・ハンドブレーキを使用する時は、左右両輪を同時にかけること。 <p>(11) メンテナンスマニュアル等を備えていること。</p> <p>(12) SGマーク制度は、歩行車の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(13) 諸元表（各部の寸法、重量など）</p> <p>(14) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	